

春日部市告示第 2 9 4 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、平成 2 9 年春日部市告示第 5 6 0 号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成 3 0 年 6 月 7 日

春日部市長 石 川 良 三

- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（春日部市中央 7 丁目 2 番 1 の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完

別 図

起点

起点は埼玉県春日部市中央七丁目2番1
の最北端とする

格子の回転角度 22度30分04秒

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並
びにこれらと平行に10m間隔で引いた線により
構成される格子を、起点を支点に右方向に回転
させた角度を示す。

